

Title	ヴェルサイユ条約対独軍縮をめぐるイギリス外交、一九二四-一九二七年
Sub Title	Britain and the allied military control on Germany, 1924-1927
Author	藤山, 一樹(Fujiyama, Kazuki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2015
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.104, (2015. 3) ,p.283- 314
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20150315-0283

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヴェルサイユ条約対独軍縮をめぐるイギリス外交、
一九二四—一九二七年

藤 山 一 樹

- 一 はじめに
- 二 第二次ポールドウィン内閣の成立と対独軍縮問題
- 三 チェンバレンによる大陸政策の形成
- 四 ロカルノ条約の締結と対独軍縮政策の転換
- 五 連合国軍事監督委員会（IMCC）の解散
- 六 おわりに

一 はじめに

第二次世界大戦後、一九一九年六月二八日に締結されたヴェルサイユ条約の第五編第一節には、ドイツの軍事的台頭が二度とヨーロッパに起こらぬよう、同国に大規模な軍縮を義務づける「軍事条項 (the military clauses)」が設けられていた。独陸軍は一〇万人の志願兵に限定される。重砲・毒ガス・戦車・戦闘機の保有は一切認められず、他の武器弾薬についてもその生産は厳しく制限され、輸出入も禁止された。参謀本部および徴兵制も廃止に追い込まれ、復員軍人の結社や射撃クラブといった民間団体すら規制の対象となる徹底ぶりであった。¹⁾

中でも画期的だったのは、連合国がドイツの条約遵守を確保しようとした点である。一九二〇年一月、「連合国軍事監督委員会 (Inter-Allied Military Commission of Control: 以下IMCCと略記)」がベルリンに設置され、各連合国政府から派遣された武官が、現地においてドイツの履行を監督ならびに検証した。IMCCの軍人たちは、パリでヴェルサイユ条約の施行を統括する「大使会議 (Conference of Ambassadors)」の指示に従って業務を行い、大使会議はフランスのフォッシュ (Ferdinand Foch) 元帥率いる「連合国ヴェルサイユ軍事委員会 (Allied Military Committee of Versailles: 以下AMCVと略記)」に専門的助言を仰ぐことができた。²⁾ 対独軍縮規定は、敗戦国ドイツの力を封じることによってヨーロッパの安定を図った一九一九年の講和の核心であり、IMCCは対独軍縮の実効性を担保する制度として、「ヴェルサイユ体制」を支える柱の一つであった。

一九二〇年代前半の連合国は、ドイツにおいて積極的に軍縮の「強制 (enforcement)」政策を展開する。最も順調に進んだ分野は、兵器・装備品であった。ヴェルサイユ条約が定める総引渡し量を一〇〇%とすると、一九二一年一月までにIMCCは大砲の九〇%、迫撃砲の八七%、機関銃の七二%の処理に成功していた。³⁾ しかし他の分野におい

て、連合国はドイツの組織的な隠蔽工作に直面する。たとえば、大戦後のドイツには愛国主義団体が乱立し、ヴェルサイユ条約の禁じる軍事訓練を密かに行っていたが、独政府はポリシエヴィズムの防波堤としてこれらの組織を黙認し、国軍兵士は彼らの訓練に協力までしていたのである。⁽⁴⁾一九二〇年代初頭、連合国の対独軍縮は小規模の火器を中心に一定の成功を収めたものの、常態化した軍縮義務の回避によって、ドイツの軍事条項の不履行は戦勝国の間でつとに知れ渡ることになった。⁽⁵⁾

こうしてドイツがヴェルサイユ条約に反し軍事力を温存していたにもかかわらず、連合国は一九二六年一二月、ドイツの要求に応じてIMCCの解散に同意する。これをもって連合国は対独軍縮の直接的手段を失い、軍事条項の強制政策は事実上の終焉を迎えることになった。

これまでの研究では、対独軍縮の終了に中心的役割を果たしたのがイギリスであり、特に当時の英外相オースティン・チェンバレン (Austen Chamberlain) がIMCCの早期解散に主導権を握った、と指摘されてきた。IMCCの解散に至るイギリス外交を検討したフォックス (John P. Fox) の論文は、従来「親仏家」として描かれるチェンバレンがドイツの軍縮違反を黙認しており、「政治的考慮」からIMCCの解散に賛同した、と結論づけている。しかし同論文の力点はイギリスの対外交渉過程に置かれ、チェンバレンがどのような考えからIMCCの解散を強く主張するようになったのか、明快な議論は提示されていない。⁽⁶⁾ グレイソン (Richard S. Grayson) およびスタイナー (Zara Steiner) の研究は、仏独和解に基づく均衡を模索した「欧州人 (Européan)」としてチェンバレンを描くものの、彼の対独軍縮政策となると、仏独両国の仲裁のためドイツの不満を解消する必要があったと触れるにとどまっている。⁽⁷⁾

一九二〇年代の連合国の対独軍縮政策を描くシヤスター (Richard J. Shuster) の研究では、チェンバレンがドイツを信頼し、シュトレレーゼマン (Gustav Stresemann) 独外相への個人的友情から軍縮問題で譲歩を選んだ、とされている。⁽⁸⁾ところがチェンバレンの評伝や公刊史料をひも解くと、ヴェルサイユ条約の緩和を執拗に求めるドイツに対し、

一九二五年前後のチェンバレンが好感情を抱いていなかった事実が浮かび上がる⁽⁹⁾。従って、チェンバレンがドイツの善意を信じてIMCCの解散に動いた、というシヤスターの理解には疑問が残る。この他にジェイコブソン (Tom Jacobson) は、チェンバレンがドイツの軍縮状況に十分納得してIMCCの解散に踏み切ったと示唆している⁽¹⁰⁾。だが後に見るように、彼の許には外相就任当初からドイツの軍縮違反に関する情報が届いており、チェンバレン自身そうした違反の深刻さを承知していた。それでは、ドイツに対する友誼からでもドイツの履行への信用からでもないとなれば、何ゆえチェンバレンは連合国の対独軍縮に幕を引こうとしたのか。

また先行研究では、対独軍縮問題に対する外相以外の政策担当者の関与について、総合的な分析は行われてこなかった。一九二〇年代のイギリスにおいて政策決定の最終権限は内閣が握り、対外政策の実施は外務官僚が、問題に応じて他省と連携しつつ進める場合が多かった。ドイツ問題全般を扱う外務省中欧局の官僚、IMCCに武官を派遣していた陸軍省、あるいはポールドウィン内閣の主要閣僚は、対独軍縮の強制とその終焉にいかなる役割を果たしたのだろうか。

本稿は、ヴェルサイユ条約の対独軍縮規定をめぐるイギリスの政策決定および対外交渉過程を分析することで、一九二〇年代中盤のイギリスがいかにして対独「宥和 (appeasement: ドイツの要求に沿ったヴェルサイユ条約の修正)」に傾斜し、IMCCの解散を主導するようになったのかを明らかにする⁽¹¹⁾。その際特に、チェンバレンを筆頭とする主要政策担当者たちの欧州情勢およびヴェルサイユ条約に対する認識に着目し、対独軍縮に関して宥和を選んだイギリスの論理を再構成したい。

二 第二次ポールドウィン内閣の成立と対独軍縮問題

一九二四年一月四日、ポールドウィン (Stanley Baldwin) を首班とする新保守党政権が発足し、チェンバレンが外相に就任した。最初の数週を習熟期間と位置づけたチェンバレンは、外務官僚の報告や各国駐英大使との会見を通じて、早急に取り組むべき課題の見極めに多くの時間を費やす⁽¹²⁾。その結果、翌一九二五年早々に予定されたラインラント北部(ケルン地域)からの連合軍撤退、およびその行方を決するドイツの軍縮問題が浮上したのだった。

第一次世界大戦後、連合国はドイツによるヴェルサイユ条約の履行の「保証 (Guarantee)」として、独西部国境とライン川に挟まれた一帯、いわゆるラインラントを一五年の期限つきで占領した。同地域は北からケルン・コブレンツ・マインツの各都市を中心に三分割され、ドイツが誠実に条約を履行していると判断された場合、連合国は北部から五年ごとに段階的撤退を行うことになっていた⁽¹³⁾。その最初の撤退予定日が一九二五年一月一〇日に迫っていたのである。一九二四年一月、外務省中欧局は新外相へのブリーフィングのため、こうした基本情報を覚書にまとめている。彼らによれば、同年八月に採択された「ドーズ案」の下でドイツは遅滞なく賠償金を支払っており、年明けに予定されるケルン地域からの撤退の是非は、ドイツの軍縮義務の履行状況にかかっていた⁽¹⁴⁾。事の次第を把握したチェンバレンは一月二八日、対独軍縮の進捗について陸軍省に意見を求めた。同年九月からIMCCはドイツ全域で軍備の全面査察を実施しており、チェンバレンは陸軍の専門的見解を欲していた⁽¹⁵⁾。

一二月初頭に届いた参謀本部の回答は、きわめて明快であった。ドイツはヴェルサイユ条約の軍縮義務を果たしておらず、連合国はケルン撤退前に軍事条項の履行(あるいは少なくともその開始)を断固として要求すべきという。IMCCによる査察の途中経過から、警察の再編や軍需工場の平和利用、軍需物資の廃棄といった重要項目の未履行が

明らかとなっていた。陸軍省はこれらの違反を前に、ヴェルサイユ条約の規定通りドイツの軍縮努力が確認されるまで、ケルン地域からの撤退を延期するよう外務省に申し入れた。⁽¹⁶⁾

外務省高官の間でも、軍縮問題についてドイツに誠実な条約履行を求めるべき、との意見が大勢を占めていた。中でも強硬なのは、政務次官マクニール (Ronald McNeill) であった。彼によれば、ドイツにケルン地域の占領解除を主張する権利など全くなかった。連合軍の撤退は、あくまでドイツがヴェルサイユ条約を遵守した際の見返りにすぎない。現在の違反をそのままにして撤退に応じれば、それは連合国がドイツの条約履行を公に認めるに等しく、「目に余る自己矛盾」を犯すことになろう、とマクニールは警告した。⁽¹⁷⁾ 一月二四日、中欧局長ランプソン (Miles Lampson) もロンドンを訪れていた独外務次官シューベルト (Carl von Schubert) に対し、軍事条項の未履行という事実⁽¹⁸⁾に照らして、ケルン撤退が期日通りに始まることはない、と伝えている。外務事務次官クロウ (Sir Eyre Crowe) もランプソンに賛同した。⁽¹⁹⁾

一二月四日、チェンバレンはローマで開かれる国際連盟理事会に出席するため、ロンドンを出発する。初の外遊先に彼が選んだのはフランスだったが、ここで再びチェンバレンは対独軍縮への強い要請に直面した。五日、仏首相エリオ (Edouard Herriot) は二時間以上にわたる会談の中で、ドイツが依然として欧州平和の脅威であるとチェンバレンに説いた。ドイツによる東欧侵略の可能性は払拭しえず、軍縮についてもドイツは故意にその義務を怠っている。ケルン地域からの連合軍撤退はドイツの軍縮履行を待たねばならない、というのがフランスの立場であった。⁽²⁰⁾ このときチェンバレンは、英仏協調を重視するエリオを頼もしく思っていたが、「あらゆる問題で対独恐怖に取り憑かれて」いる彼の様子も見逃していなかった。⁽²¹⁾

帰国したチェンバレンは二月一六日、主要閣僚と三軍指導層が居並ぶ「帝国防衛委員会 (Committee of Imperial Defence: 以下CIDと略記)」において、今日のヨーロッパにおける際立った特徴は「恐怖」である、と報告した。講

和から五年以上の月日が流れても、フランスのドイツに対する敵意と不安は消えず、大陸の政治的安定は未だに確立されていない。イギリスが大陸諸国に安全の感覚をもたらす政策を形成しなければ、遅かれ早かれ大戦争が起ころであらう、というのが外遊を終えたチェンバレンの所感であった。⁽²²⁾

外務省・陸軍省が対独軍縮を支持する中、大陸諸国、とりわけフランスの根深い対独恐怖を目の当たりにしたチェンバレンは、目下の政策をヴェルサイユ条約の厳格な強制に定めた。二月一七日、内閣によって

・ドイツによる軍事条項の履行が不完全なため、一九二五年一月一〇日に予定されたケルン地域からの連合軍撤退は、IMCCによる査察の最終報告が発表されるまで延期する

・もし同報告の中で、ドイツが軍事条項を「概ね (in the main)」満たしたと認定されていれば、連合国はケルン地域からの撤退を開始する

というチェンバレンの方針が承認された。⁽²³⁾ 閣議決定から三日後、英政府の公式見解はフランス・ベルギー両政府に伝えられた。⁽²⁴⁾

二月二〇日、駐英ドイツ大使シュターマー (Friedrich Stamer) はチェンバレンと面会し、軍縮を事実上完了したドイツは近隣諸国の脅威たりえず、ケルン撤退の延期は良好に保たれてきた英独関係の崩壊を意味すると詰め寄る。ところがチェンバレンは動じることなく、ドイツは「戦争の結果ならびに新しいヨーロッパの基礎である講和条約を忠実に受諾しなければなりません」と答え、将来のヨーロッパがヴェルサイユ条約に依って立つことを明確にした。⁽²⁵⁾

一九二五年一月五日、ドイツによる軍事条項違反のためケルン地域の占領が継続される旨、連合国の正式通告が駐独イギリス大使ダバノン (1st Baron D'Abernon) を通じ、独首相マルクス (Wilhelm Marx) に手交された。⁽²⁶⁾

三 チェンバレンによる大陸政策の形成

こうしてヴェルサイユ条約を擁護したイギリスであったが、ポールドウィン内閣にとって優先すべき外交課題は対独軍縮だけではなかった。一九二五年一月から三月にかけて、政府内ではイギリスの大陸関与（Continental Commitment）について侃々諤々の議論がくり広げられた。最終的に一九二五年一〇月の「ロカルノ条約」へと結実するイギリスの政策決定および対外交渉過程については、すでに優れた研究が存在する。⁽²⁷⁾ここでは本稿の主題、イギリスの対独軍縮政策への理解の一助となる、主要政策担当者の欧州情勢認識に着目して一九二五年春の政策論議を振り返りたい。

事の発端は、前労働党政権から引き継いだ「ジュネーヴ議定書」にあった。国際連盟の集団安全保障機能を強化する同協約は、第二次ポールドウィン政権が発足する約一ヶ月前の一九二四年一〇月二日、国際連盟総会において全会一致で採択されていた。締約国に国際紛争の司法的解決（仲裁裁判あるいは常設国際司法裁判所への付託）を義務づけ、これへの拒否をもって国際連盟規約上の「侵略国」の認定要件とする、というのがその趣旨である。⁽²⁸⁾議定書はエリオ仏首相の肝いりで起案された。前任者のポワンカレ（Raymond Poincaré）が軍勢力を前面に出してヴェルサイユ条約をドイツに強制したのに対し、一九二四年六月に首相兼外相の座に就いたエリオは、ドイツを含めた多国間協定や国際連盟の枠組みによって対独安全保障を確立しようとしていた。⁽²⁹⁾ところが一〇月末に行われたイギリス総選挙の結果、マクドナルド（Ramsay MacDonald）率いる労働党は大敗を喫し、イギリスによるジュネーヴ議定書の批准は次のポールドウィン政権に委ねられる。

早くも一九二四年一二月には英政府内で、（自治領・帝国を含む）イギリスの軍事負担の増大を懸念して反対が相次

ぎ、ジュネーヴ議定書の批准の可能性はほぼ潰えていた。⁽³⁰⁾しかし閣僚たちは、議定書がフランスの安保政策の一環である以上、何の代案も示さず知らぬふりを決め込むこともできないと感じていた。⁽³¹⁾大戦後のフランスは、英仏・米仏保障条約（一九一九年）や英仏同盟交渉（一九一九—二二年）など、ドイツに対するイギリスの軍事的保証を度々求めたが、イギリスはフランスの要望にことごとく背を向けることになった。⁽³²⁾今やジュネーヴ議定書への参加を見送ることで、イギリスはまたもフランスの安保計画を退けようとしていたのである。

それゆえ一九二四年末から二五年初頭、フランスの対独恐怖はイギリスにとって無視しえないヨーロッパの不安定要素となっていた。一九二四年二月にチェンバレンが大陸情勢は「恐怖」に特徴づけられると政府内で報告した後、戦債問題の会議のためフランスを訪れた蔵相チャーチル（Winston Churchill）も同様の光景に遭遇している。⁽³³⁾チャーチルは帰国後の一九二五年一月一日、欧州情勢に関する覚書を内閣に提出し、目覚ましい復興を遂げるであろうドイツに対する仏指導層の「不安」を強調した。⁽³⁴⁾英政府内でフランスへの安心供与が検討される背景には、フランスの対独恐怖が大陸から安定を奪っているとの認識が、チェンバレンやチャーチルの見聞によつて閣僚の間に浸透していたことがあった。

一九二五年一月二〇日、独政府からダバノン駐独大使の許へ極秘の書簡が届けられる。そこには後のロカルノ条約の土台となる、西欧の現状に関する「四国条約」案がしたためられていた。四ヶ国（フランス・ドイツ・イギリス・イタリア）による相互不可侵、非武装地帯を含むライオンランドの保全、ならびに仲裁裁判の受諾を提案することで、ドイツは大戦後の仏独国境を維持する用意があることをイギリスに示したのである。⁽³⁵⁾イギリスの前にはジュネーヴ議定書の代案として、大戦後のフランスが渴望してきたドイツに対抗する英仏同盟と、ドイツを包含する多国間の相互保障協定という二つの選択肢があった。一九二五年二月、いよいよ英政府内でイギリスの大陸関与をめぐる討議が幕を開ける。内閣は大きく三つの意見に分かれた。

閣内で多数を占めたのは、そもそもフランスの対独安全保障への関与に否定的な人々、「懷疑派」と呼びうる一群である。彼らは、大戦後のヨーロッパの軍事バランスが明らかにフランスに優位であり、ドイツはもはや軍事的脅威ではない、(傍点強調は筆者、以下断りなき限り同様)との前提に立って、対仏コミットメントに疑念を呈した。二月三日のCIDで枢密院議長カーズン(1st Marquess Curzon of Kedleston)は、フランスがヨーロッパの最強軍事国である一方、ドイツは連合国の強制によって軍備を縮小しており、前者の後者に対する怯えに根拠はあるのか、と訝しんだ。バルフォア(1st Earl of Balfour)によれば、フランスの対独恐怖は「耐え難いほど馬鹿げた」強迫観念であった⁽³⁶⁾。またチャーチル曰く、フランスはこの先一〇—一五年の間ヨーロッパの最強国であり続け、対照的にドイツは「武装解除され弱り切つて」いる。組むべき相手を誤つて強者の側につき、ヨーロッパの勢力均衡をこれ以上乱すべきではない、とチャーチルは警告した⁽³⁷⁾。

一方、陸相ワージントン・エヴァンズ(Sir Lanning Worthington-Evans)は英仏同盟の締結を提唱する。彼は二月二六日の覚書で、ドイツに対抗する相互防衛条約こそイギリスの安全に不可欠である、という参謀本部の見解を内閣に伝えた。目下、たしかにドイツの侵略は切迫した危険といえないものの、彼らの再台頭が現実となれば、イギリスはまたも英仏海峡を隔てて覇権の脅威と対峙せねばならなくなる。イギリスの安全は仏独国境の現状維持にかかっているが故、長期的観点から対独均衡策を講じておくべき、と陸相は論じた⁽³⁸⁾。しかし彼にとつてのドイツは、永遠に和解できない仇敵でもなかった。先の覚書の中で陸相は、英仏同盟の締結がゆくゆくはドイツを一員に迎えた欧州秩序の形成につながることを期待している。フランスの不安を英仏同盟によって鎮めた後、連合国とドイツにはヨーロッパの永続的平和に向けて協力する猶予期間が与えられるであろう。その間に政治家がドイツを含めた欧州安全保障を実現すべきであり、英仏同盟はそれまでの「つなぎ(temporary expedient)」になる、と陸相は述べていた⁽³⁹⁾。

内閣における第三の意見は、チェンバレンおよびランカスター公領相セシル(1st Viscount Cecil of Chelwood)の

「四国条約派」であった。両者はイギリスの進むべき道を、大国が共同で西欧の現状を保証する一月二〇日のドイツ案に見出ししていた。二月一三日のCIDで、チェンバレンは「懐疑派」の閣僚に対し、大陸の軍事バランスはフランスに優位であり、なぜ彼らがドイツにそこまで怯えるのか自分にも解せない、と認めている。しかし問題なのはそうした事実にもかかわらず、フランスが対独安全保障に執着し続けているという点であった。⁽⁴⁰⁾今イギリスが大陸関与の姿勢を示さなければ、フランスはヴェルサイユ条約の強制を極限まで推し進め、欧州安定化への扉は閉ざされてしまう。秩序再建への第一歩としてイギリスは四国条約に参加すべき、とチェンバレンは主張した。⁽⁴¹⁾彼はフランスの対独恐怖が緩和されない限りヨーロッパの安定は確立されない、と考えるも、連合国とドイツの溝を深めかねない英仏同盟には気乗り薄であり、結果としてドイツを含めた西欧安保条約への参加を訴えたのである。

セシルも内閣に提出した二月二三日の覚書で、国際連盟の監督下という但し書きをつけながら、イギリスがフランス・ドイツと共に西欧の安全に「明確化された義務」を負うことに賛成している。セシルにとって、かつての交戦国が相互に現状を保証することこそ重要であった。いずれかを排した条約では先の大戦における対立が大陸にくすぶり続け、欧州安全保障は強化されるどころか減じてしまうからである。さらに、ドイツが軍縮をかなりの程度履行した以上、イギリスをはじめ戦勝国も軍縮に真摯に取り組まねば恒久平和は遠い、とセシルは指摘した。⁽⁴²⁾

こうして一九二五年二月の内閣には、ジュネーブ議定書に代わるイギリスの大陸関与について、「懐疑」「英仏同盟」「四国条約」の三派が鼎立していた。閣僚たちは最も望ましいコミットメントをめぐって衝突していたが、二つの点で彼らの立場は共通していたといえる。第一に、ヨーロッパの現況、特に力の分布に関して主要閣僚は一樣に、一九二五年のドイツが大陸の深刻な軍事的脅威でないと認めていた。強大な陸軍国フランスへの関与に疑念を抱く「懐疑派」に加えて、ワーシントン・エヴァンズやチェンバレン、セシルも、ドイツが軍事的に弱体化していることを踏まえつつ各自の意見を披露した。大陸の軍事バランスはフランスに有利であり、さしあたりドイツが現状を破壊

する脅威にはならない、というのがポールドウィン内閣の共通認識であった。第二に、閣僚のほとんどは四国条約に妥協の余地を残していた。英仏同盟を推奨する陸相にとつて同案は最終目標でなく、その先にドイツを含めた欧州秩序の構築を思い描いていた。英仏同盟には断固反対のカーズン、バルフォア、チャーチルも、イギリスの関与がヨーロッパの政治的安定に不可欠であることは承知しており、いずれも二月一日のCIDで、ドイツを排除しない四国条約ならば、とチェンバレンの主張に最終的には理解を示している。「懷疑派」が異議を唱えたのは、軍事的に優越するフランスにのみ肩入れし、弱体化したドイツを向こうに回す同盟型の協定であった。英政府は三月二〇日、四国条約交渉への参加を正式に承認する。⁽⁴³⁾

一九二五年三月、懸案であったジュネーブ議定書の代案に決着がついた頃、チェンバレン外相は自身が支持した四国条約を基に、独自の大陸政策を形成するに至った。それは、イギリス・フランス・ドイツ・イタリアによる大国協調をヨーロッパに復活させようという長期計画であった。チェンバレンは三月一九日、永続的な欧州秩序への再編に向けた行程表をこう描く。

一、フランスの恐怖を取り除くあるいは和らげる、二、ドイツを欧州協調に招き入れる。どちらも等しく肝要であり、いずれが欠けても十分ではない。そして後者を可能にするため、まずは前者が必要なのだ。……もし我々が……仏独双方に影響力を十二分に行使しなければ、ヨーロッパは再び終末戦争の淵へと追いやられるであろう。⁽⁴⁴⁾

チェンバレンの欧州安定化計画の核心は、敗戦国ドイツに対する「アメとムチ」であった。フランスの不安を払拭するためドイツの侵略に反撃の意志を示しつつ、国際場裏でドイツを大国として遇し、彼らの屈辱感を解消することで欧州関係の円滑化を目指したのである。そうして出来上がる国際秩序の姿とは、チェンバレン自身が言及したよう

に、ナポレオン戦争の終結から約一世紀の平和を支えた「欧州協調 (Concert of Europe)」の現代版といふべきものであろう。⁽⁴⁵⁾ 外務省歴史顧問ヘッドラム・モーリー (James Headlam-Morley) は、「チェンバレンのためにイギリスの大陸関与の歴史的意義をまとめた二月二日の覚書の中で、「欧州協調」成功の秘訣がウィーン会議における敗戦国フランスへの処遇にあつたと論じている。戦勝国は大同盟を継続してフランスの復讐戦の可能性を封じながら、フランスを対等な立場で講和の席に迎え、彼らの大国としての面子を立てた。永続的な国際秩序にはウィーンで英外相カースルレイ (Viscount Castlereagh) らが行つたように、敗者を「ヨーロッパ諸国民から成る家族 (the European family of nations)」の一員として認めることが肝要である、とヘッドラム・モーリーは述べた。⁽⁴⁶⁾ これを読んだチェンバレンは、敗戦国を厚遇したカースルレイの外交にわが意を得たり、と賛同している。⁽⁴⁷⁾ 古典外交の経験の中に「大国の共同性」という徳を見たチェンバレンは、四国条約を基に欧州協調の復権を追求していくことになる。

四 ロカルノ条約の締結と対独軍縮政策の転換

一九二五年早春、ドイツの提案する西欧安保協定への参加に舵を切つたイギリスであつたが、彼らは息つく間もなく対独軍縮問題と再び向き合わねばならなかつた。一月上旬の連合国通告ではケルン地域占領の延長が宣言されていたものの、その根拠となつた軍縮違反の詳細や、撤退開始のためにドイツがとるべき措置についての記述はなかつた。査察を行つたIMCCの最終報告書を待つて、連合国はドイツへの対応を検討する必要があるあつた。

一九二四年九月に始まつた独軍備の一斉査察の結果が外務省に届けられたのは、翌二五年二月中旬のことである。一六〇頁に及ぶIMCCの報告書は、ドイツの軍縮違反の全容を明らかにしていた。民間の工場では大小の銃がIMCCの許可なく製造され、軍需物資の輸出入を禁止する法律の制定も滞つていた。また、独陸軍は学生たちに軍事訓

練を施す愛国団体と通じて予備兵力を増やす一方、各州の警察も中央政府から財政援助を受け、實質的に軍を補完するかたちになっていた。⁽⁴⁸⁾ ドイツのヴェルサイユ条約違反に疑念の余地はなく、IMCCの報告を読んだチェンバレン外相は、「素人目に見てもドイツの不履行は予想以上に深刻だ」と記している。⁽⁴⁹⁾

ところが、IMCCに武官を派遣して対独軍縮政策の執行を請け負ってきた陸軍省は、チェンバレンと異なる印象を抱いていた。参謀本部によれば、ドイツの不履行の本質は軍事事項の「あからさまな違反 (definite infractions)」というより「ごまかし (evasions)」に近く、こうした行為は非難に値するものの、効果的に対処する術はありそうもなかった。ヴェルサイユ条約の規制対象があまりに広範で、IMCCが取り締められども、ドイツは連合国の目を盗んで細かい違反をくり返すからである。⁽⁵⁰⁾ 陸軍の見解には、軍縮の強制にも限度があるという諦念が漂っていた。

フランスでは一九二五年四月、エリオの後を襲ってブリアン (Aristide Briand) が外相に就任する。自国の軍事・経済的衰退を意識したブリアンは、英仏協調を対独安保政策の要石に据えた。フランスには一国でヴェルサイユ条約をドイツに強制する力などなく、外交努力によつてドイツとの平和的共存を目指すほか道はなかった。しかしドイツの再侵略に対する疑念も拭い切れず、ブリアンは軍事大国イギリスとの友好を後ろ盾に、時間をかけて仏独和解を進めようとしていた。⁽⁵¹⁾ 後のロカルノ条約でイギリスのコミットメントを獲得するまでの間、ブリアンは対独軍縮の厳格な強制を主張することになる。

IMCCによる査察の結果を受けて、チェンバレンは強制政策の継続を選んだ。四月一〇日、大使会議の軍事諮問機関であったAMCVが、ケルン撤退のためドイツが是正すべき項目をまとめ、大使会議に勧告する。⁽⁵²⁾ 五月初頭にチェンバレンは、大使会議が直ちに対独通告を起草するよう駐仏大使クルー (1st Marquess of Crewe) に指示を送った。⁽⁵³⁾ 六月四日に独政府に送付された連合国通告は、ドイツの軍縮違反について国家総動員すら可能にしかねない「平和への脅威」と言及し、「一二項目」の是正を要求している。⁽⁵⁴⁾

チェンバレンが対独軍縮の強制を継続したのは、彼の長期的な大陸政策と合致するからであった。外相は西欧安保協定が成立しないうちに対独宥和を展開することで、せっかく収まりかけたフランスの対独恐怖が再燃し、欧州秩序の再建が道半ばで挫折してしまうことを恐れていた。こうした慎重さは、連合国通告がドイツに送られた直後にカー(Philip Kerr)に送られた、チェンバレンの書簡の中に読み取ることができる。一九二一年三月まで当時の首相ロイド・ジョージ(David Lloyd George)の私設秘書を務め、その後はジャーナリストとして活躍していたカーは、ヴェルサイユ条約の本格的な修正を促していた。再軍備の自由とラインラントにおける主権の完全回復をドイツに認めない限り、ヨーロッパに安定は訪れない。ウィーン会議の平和処理から教訓を得るのであれば、敗者を一刻も早く勝者と同じ境遇にしてやるべき、とカーは力説した。⁽⁵⁵⁾

チェンバレンも、軍縮・占領の緩和により敗戦国ドイツの国際地位を回復させる、というカーの議論に異論はなかった。しかし、焦って手順を誤ってはならなかったのである。チェンバレンはカーに宛てて、現在のイギリスの外交政策はカースレーのそれをそのまま踏襲するというより、状況に応じて修正を加えたもの(*mutatis mutandis*)でなければならぬ、と書いた。ドイツに課せられたヴェルサイユ条約の制約を一気に取り去れば、フランスのドイツに対する態度は硬化するであろう。まずは四国条約の成立を待つてフランスの安全を高め、それから敗戦国の懐柔に乗り出す。「そうすれば」とチェンバレンは続けた。「百年前と同じく、事が起こるたびに自ずと大国から新しい組み合わせが生み出され、敵対する二つの陣営にヨーロッパが分裂しなくても済むようになるでしょう⁽⁵⁶⁾」。大戦前夜のよくな硬直した二極体制を防ぐにはドイツを漸進的に欧州秩序に抱き込まねばならず、ロカルノ条約成立前のチェンバレンは、フランスへの配慮から対独軍縮の強制を続行したのだった。

ドイツは一九二五年七月末、連合国の要求する一二項目をIMCCとの協議によって処理すべく、特別委員会を設立する⁽⁵⁷⁾。ラインラントの占領解除を宿願とするシュトレゼマン独外相は、ケルン撤退を一日も早く実現すべく、軍

縮への積極性を示したのだった⁽⁸⁸⁾。九月二十六日、履行政策を開始したとの名分が立ったドイツは、ロカルノで締結される安保協定の条件として、ケルン地域からの連合軍の即時撤退をイギリスに要請した。これをチェンバレンは「口やかましくせがむ女のように (like a nagging woman)」で聞くに堪えない、と一蹴する⁽⁸⁹⁾。ロカルノ条約の締結と軍縮・占領問題に、形式上の関連は何もなかったからだ。ケルン地域の占領は、ヴェルサイユ条約の規定通りドイツの軍縮違反を理由に延長されたのであり、その解除はあくまでドイツが一二項目を履行するか否かにかかっていた。安保協定交渉の土壇場になって事態を紛糾させるドイツに、ロカルノ会議前夜のチェンバレンは苛立っていた。九月三〇日にはダバノン駐独大使に宛てて、これまでのドイツの態度は「悪質かつ挑発的で手に負えず」、彼らへの不信感は拭い切れないと書き送っている⁽⁹⁰⁾。

一九二五年一〇月五日に始まるロカルノ会議においても、ドイツの要求は止むことがなかった。シュトレゼマンは一〇月一二日、ケルン地域の占領解除をチェンバレンとブリアン仏外相に改めて迫る。同席した独首相ルター (Hans Luther) も、ロカルノでヴェルサイユ条約の緩和が約束されなければ、独議会による安保協定の批准は危うくなる、と述べた。しかし、チェンバレンとブリアンがケルン撤退に青信号を出すことはなかった。軍縮および占領はヴェルサイユ条約の規定であり、目下討議している安保協定とは別問題との立場を貫いたのである。その一方、協定が無事に成立しヨーロッパに安全保障が確立された暁には、軍縮・占領についてもそれなりの結果が伴うであろう、とのめめかすことも彼らは忘れなかった。強硬な国内世論への対応に苦慮するシュトレゼマンに共感したブリアンは、六月四日に通達された連合国通告への返答として、一二項目の履行状況を大使会議に報告するようドイツ側に提案する。チェンバレンもこれに同意し、ドイツからの報告を受けてケルン撤退の是非を再検討することを英仏両外相は約束した⁽⁹¹⁾。

一九二五年一〇月一六日に仮調印されたロカルノ条約は、欧州安全保障に関する七つの条約の総称であり、中でも

「ライン条約」はその中核を成す。ライン河周辺に隣接する三ヶ国（フランス・ベルギー・イタリア）が西欧の現状、すなわち国境およびラインラントの非武装化を承認し、相互不可侵をも誓約した。さらに同条約の「目に余る（flagrant）」侵犯については、国際連盟理事会の制裁を待つ間、イギリスとイタリアが侵略された締約国に必要な援助を与える、と規定された。また交渉の過程では、ドイツが常任理事国の地位で国際連盟に加入することも合意された。⁶²

イギリスは大陸関与を法的に明定することでフランスの対独恐怖を和らげ、さらには敗戦国ドイツの国際社会への復帰に道筋をつけることにも成功した。ロカルノ条約は特定の敵を想定しない「地域的」集団安全保障の形式をとったものの、これでフランスはドイツの侵略に対するイギリスのコミットメントをともかくも獲得する。ロカルノ条約の成立によって、チェンバレンが春に起案した欧州協定の復活計画は、順調な滑り出しを見せていた。

ロカルノ条約の仮調印から一週間後の一〇月二三日、ドイツは約束通り、軍縮の履行状況を連合国に通知した。そこには、ドイツがすでに軍事条項の大半を履行済みであり、「ドイツの生存に不可欠な」五項目——警察・最高司令部・特定の武器による訓練・要塞・民間の準軍事組織——について、連合国の軍縮要求に承服し難いことが記されていた。そして、ロカルノでドイツが示した和解の精神を連合国からも期待したい、と締めくくられている。⁶³ドイツはフランスとの和解のためライン条約に参加し、アルザス・ロレーヌの軍事的奪還やラインラント進駐という選択肢を放棄したのだから、次は連合国が譲歩する番ではないか。ドイツの最低限の防衛に必要な五項目は大目に見て、ケルン地域から即時撤退してほしい、というのが独通告の意味するところであった。⁶⁴

チェンバレン外相は、ここに来て対独宥和へと政策を変更する。一月三日、軍縮違反の目こぼしを訴えるドイツの言い分を受け入れるようブリアン仏外相を説得してほしい旨、チェンバレンはクルー駐仏大使に書き送った。半年前にはドイツの軍縮違反を平和への脅威とみなし、厳格な履行を求めたチェンバレンであったが、今やIMCCの査察報告とドイツの主張に食い違いがあっても、その齟齬が「宥和の働き（the work of appeasement）」を妨げてはなら

ない、と言い切るまでになつていた。彼は二月一日にロンドンで予定されるロカルノ条約の本調印式に合わせ、ケルン撤退を開始しようとしていたのである。チェンバレンの転回には、ロカルノ条約の成立を機に育まれた新しい欧州観が作用していた。

ロカルノ条約の仮調印によつて、対独軍縮問題の重要性は根本から修正された。……つまるところ連合国のこれまでの政策は、ドイツに軍縮を徹底的に要求することでヨーロッパの平和を保護するものであつた。しかしロカルノ条約は連合国とドイツの關係にまつたく新しい精神をもたらししたのである。……六月四日の連合国通告に含まれる全項目をドイツに履行させるより、「連合国およびドイツ―引用者注」双方の和解の意思表示によつてヨーロッパの平和はより良く保障されるであらう⁽⁶⁵⁾

一九二五年一〇月を境として、欧州秩序の基盤が「強制」をその基本的性格とするヴェルサイユ条約から、「和解」の精神に基づくロカルノ条約へと置き換わつた、とチェンバレンは認識していた。両条約はどちらも第一次世界大戦後の西欧安全保障を規定していたが、締結時の国際情勢を反映して、対照的な秩序の原理の上に成り立っていた。ヴェルサイユ条約は敗戦国ドイツに弱体化を強要することで欧州平和を維持しようとしており、軍縮を一方的に義務づける軍事条項はその代表例といえる。他方、ロカルノ条約では仏独両国が対等な立場で、自発的に相互の国境を承認していた。大国間關係が対抗から協調のそれへと変容しつつあると感じていたチェンバレンにとつて、ドイツの軍事を無理やり削減しこれを監視する方法は、時代遅れの政策であつた。指示を受け取つたクルーは翌二月四日、さつそく仏政府にチェンバレンの意向を伝えた。⁽⁶⁶⁾

フランスの当初の反応は冷ややかなものだつた。仏外務省のマシグリ (Rene Massigli) は多忙のブリアンに代わつて、いくら彼らがドイツとの緊張緩和を欲しているとはいへ、二月一日の撤退開始は時期尚早であり、警察の再編

など主要項目は履行されねばならない、とクルーに申し入れた。⁽⁶⁷⁾しかしチェンバレンは、和解の精神を体现するロカルノ条約とケルン撤退を同時に行うことで、大国協調の復活が内外に強く印象づけられる、とブリアンにさらなる説得を試みる。⁽⁶⁸⁾イギリス側の懸命の説明を聞いたブリアンは、ロカルノ条約本調印式の主催国であるイギリスの立場を尊重するとして、一月一日のケルン撤退開始を承諾した。⁽⁶⁹⁾

一九二五年一月一日、連合国は一二項目の履行要求を事実上撤回して、ケルン地域の占領を一月一日に解除するとドイツに通知した。すでにドイツは連合国の要求を一部受け入れ、装甲車両による軍事訓練の停止、文民統制の徹底、民間の準軍事組織の解体などに同意していた。これらを検証するため、IMCCはベルリンを拠点に引き続き活動する、と連合国通告に明記された。⁽⁷⁰⁾一月一日、英外務省の大応接室でロカルノ条約の本調印が行われる中、連合軍はケルン地域からの撤退を開始する。

五 連合国軍事監督委員会（IMCC）の解散

一九二六年七月初頭、IMCCにより東プロイセンのケーニヒスベルク（現カリーニングラード）で五三のコンクリート・シエルターが発見される。⁽⁷¹⁾ヴェルサイユ条約第一八〇条は原則としてドイツ国内の全要塞の武装解除および解体を義務づけ、第一九六条ではドイツ沿岸から五〇キロ以内の要塞について、防衛上の配慮から現状維持を容認し、新たな要塞建設を禁止していた。⁽⁷²⁾七月三〇日の大使会議ではフランスとベルギーの代表が、新たに発覚した要塞を含む全軍縮違反が是正されない限り、IMCCを通じて対独軍縮を続行することをドイツに通告すべき、と訴える。⁽⁷³⁾

しかし、イギリスはこれに真つ向から異を唱えた。まもなく一九二六年九月の国際連盟総会において、常任理事国としてドイツの加盟が承認される予定であった。このことは、ドイツが国際連盟規約に従って他の締約国の領土およ

び政治的独立を尊重すると共に、イギリス・フランスらと対等な立場から国際秩序の維持に責任を負うことを意味した。換言すれば、ドイツの加盟によってチェンバレンの大陸政策の第二の柱、ドイツによる国際社会への復帰が達成され、欧州協調の枠組みがさらに補強されるのである。チェンバレンにとって、ドイツの加盟が間近に迫る中、連合国が軍縮に関して非妥協的声明を発するなど「時宜を得ぬこと甚だし」⁽⁷⁴⁾ かった。チェンバレンは、独軍備を監督するIMCCの解散に急いでいた。

同じ頃、軍縮をめぐる対独宥和の機運は、チェンバレンの周囲でも日増しに強くなっていった。七月一日、外務省のランプソン中欧局長はシユターマー駐英ドイツ大使との会見において、イギリスが他の連合国にIMCCの解散を堂々と主張できるよう、未解決の軍事条項は一掃されることが望ましい、との見解を伝えた。このとき、ランプソンは対独軍縮を「厄介な問題 (troublesome questions)」と表現している。⁽⁷⁵⁾ 「軍縮の話となると、連合国は理解に苦しむような細目に圧倒され、木を見て森を見ず、の危険に陥っているようだ。我々は何とか分別を取り戻せないだろうか。ドイツが実質的に軍縮していないなどと本気で論じる者がどこにしよう。無論、そんな者はいない」(傍点部分は原文下線)。⁽⁷⁶⁾ ランプソンは、ドイツが事実上軍縮を完了しており、些細な未履行をこれ以上あげつらうことは正気の沙汰でないと感じていた。強制政策の継続に、嫌気がさしていたのである。

またベルリンで軍縮活動を統括するIMCC英代表ウォーカー (Arthur Wauchop) によれば、ドイツの侵略への恐怖は数年前なら信憑性もあったが、今となっては問題外だった。そして、ドイツの軍事力がある程度まで低下させることは可能でも、連合国の権利を極限まで行使することがドイツの条約履行につながるには限らない、とも述べた。⁽⁷⁷⁾ 連合国の対独軍縮政策はドイツの再侵略の目論見を挫く程度には成功したが、外からの押しつけにも限度がある。完璧な強制など求めるべくもない、というのが現地で軍縮業務にあたってきたウォーカーの結論であった。

一九二六年九月八日、国際連盟第七回総会において、出席した四八ヶ国代表の全会一致によりドイツは常任理事国

として加盟を認められた。二日後、ジュネーヴに到着したシュトレゼマン独外相は、国際紛争の平和的解決こそが安定の礎石であるとして、国際連盟の活動に力の限り貢献することを壇上から約束した。ドイツに歓迎の意を表すべく、次に登壇したのはブリアン仏外相であった。わずか数年前まで戦争の当事者であった仏独両国が平和への協力を誓い合うさまは、何と感動的な光景ではないか、とブリアンは問いかける。そして、「誠実で寛大な仲間」チェンバレンの仲立ちがあったからこそ、シュトレゼマンと信頼を育むことができた、とブリアンは語った⁽⁷⁸⁾。これを聞いて喜んだのはチェンバレンである。彼の眼前でドイツが大国として国際社会に復帰し、フランスはそれを歓迎していた。「今朝、ロカルノから届いたそよ風が、息苦しい連盟総会の議場を吹き抜けていった」と、チェンバレンはロンドンの外務事務次官ティレル (Sir William Tyrrell) に書き送っている⁽⁷⁹⁾。ロカルノ条約の締結で軌道に乗った欧州協調の再建が、また一歩実現に近づいていた。

ドイツが国際連盟の一員に迎えられた一九二六年九月以降、対独軍縮をめぐるイギリスの宥和志向は揺るぎないものとなる。パリではAMCVが、連合国による軍事条項の強制を大使会議に働きかけていたが、外務省は九月二一日、これ以上大使会議に対独軍縮を訴えないよう、AMCV英代表に言い含めてほしいと陸軍省に要請する。筆を執ったのは、北京に派遣されるランプソンの後任として一〇月より中欧局長に就任するサージェント (Orme Sargent) であった。彼は陸軍省に、ドイツの履行状況が好転していないのを承知の上で、ドイツの国際連盟加入により欧州情勢が一新された点を考慮し、IMCCを解散したいという外務省の見解を伝えた⁽⁸¹⁾。

サージェントは個人的にも、軍事条項の強制はもう十分である、という上司ランプソンの心情に与していた。「軍人の目にいかに重大と映ろうとも、これら『ドイツの軍縮違反—引用者注』の細かい点をめぐって言い争う段階はとうの昔に過ぎ去った」、イギリスはこれ以上対独軍縮に手を貸すべきでない、と表明している⁽⁸²⁾。ベルリンに駐在するIMCC英代表ウオーカプも、対独軍縮を継続することの無益さを英政府に改めて訴えた。ヴェルサイユ条約は最高司

令部の解体を命じているが、IMCCの監督もむなしく現在の独陸軍にはゼークト (Hans von Seeckt) が事実上の最高司令官として君臨しており、連合国はすでに対独軍縮の実体 (substance) を掴み損ねている、とウォーカプは指摘した。⁽⁸³⁾ 陸軍省は一〇月二三日、ロカルノ条約後の欧州情勢の変化に鑑みて、IMCCの解散を原則として容認する。⁽⁸⁴⁾ 外務省と陸軍省の合意を確保したチェンバレンは、一月九日、「ヨーロッパの全般的宥和および安全保障 (General appeasement and security in Europe)」という寛大な立場からIMCCの解散に協力するよう、クルー駐仏大使を通じてブリアンに申し入れた。⁽⁸⁵⁾

一九二六年一月一八日、独外務省から特使がパリに派遣され、大使会議においてケーニヒスベルクの要塞を含む未解決項目の処理について、連合国とドイツの間に本格的交渉が開始される。⁽⁸⁶⁾ これより軍事条項の履行の判定はパリにて、またIMCC解散の是非については、一月二日にジュネーヴで開かれる国際連盟理事会の合間に、連合国およびドイツの外相が協議することになった。一月一日、ポールドウィン内閣はチェンバレンに外相会談での自由裁量を与え、彼をジュネーヴに送り出した。⁽⁸⁷⁾

この時期、フランス側にドイツの完全履行に固執する様子はなくなっていた。ロカルノ条約でイギリスのコミットメントを獲得し、ドイツを国際連盟に迎えてからのフランスは、ドイツに対する安全保障上の警戒を緩め、ヴェルサイユ条約の緩和とその条件を前向きに検討するようになる。⁽⁸⁸⁾ IMCC解散の見返りとしてフランスが要求したのは、国際連盟の査察権であった。ヴェルサイユ条約第二一三条は、IMCCの解散後、国際連盟が理事会の多数票に基づきドイツの軍縮状況を査察できると規定している。⁽⁸⁹⁾ 一月三日、ブリアンはチェンバレンに、第二一三条はドイツの再軍備に対する最低限の保証であり、今やドイツもその一員である国際連盟の査察権に関しジュネーヴで合意できれば、シュトレーゼマンの要求に応じる用意があると伝えた。⁽⁹⁰⁾

ジュネーヴ外相会談は一九二六年一月二六日から五回にわたり、チェンバレンの逗留するホテルの一室で開かれた。

チェンバレン、ブリアン、シュートレーゼマンのほかに、ベルギー外相ヴァンデルヴェルデ (Emile Vandervelde)、イタリアからシアロア (Vittorio Scialoja)、日本からは石井菊次郎両国国際連盟代表も連合国として同席した。初回の会合でブリアンとシュートレーゼマンは、円滑な議論によって問題を解決したい旨を確認し合い、その後の協議も順調に進むかに思われた。⁽⁹¹⁾しかし、雲行きはみるみる怪しくなる。またしてもドイツが連合国を挑発するような態度に出たのである。独政府は二月九日、ケーニヒスベルクの要塞は戦前からあるものを補強したにすぎず、新規の建設を禁じたヴェルサイユ条約には抵触しない、よって解体には応じられない、との陳述書をパリの大使会議に提出した。⁽⁹²⁾

チェンバレンは頭を悩ませる。せっかくブリアンが国際連盟の査察権と引き換えにIMCCの解散に応じようとしていたのに、これではフランスの対独不信を呼び覚まし、欧州協調はふりだしに戻ってしまう——。たしかにチェンバレンはIMCCの解散を支持していたが、彼の宥和は長期的な大陸政策の一環であり、対独軍縮問題は欧州協調の一翼を担うフランスを満足させるかたちで処理されねばならなかった。「今の私は、卵の上を歩いているようだ。多くを割らずに渡りきるのを祈るばかりである」と、チェンバレンはティレル外務事務次官に綴った。⁽⁹³⁾

一月十一日の会談でチェンバレンは、軍縮違反を犯してなお開き直るドイツを強く戒めつつ、ケーニヒスベルクの要塞について解体を要求することなくIMCCの解散に同意できないものか、ブリアンに問う。ブリアンは本國政府と至急連絡をとることを約束し、その日は散会となった。⁽⁹⁴⁾ 明るる一二日、ブリアンはドイツが(解体の代わりに)要塞に対するいかなる追加的処置も行わないと約束し、国際連盟の査察権を確認することを条件にIMCCの解散を承諾し、シュートレーゼマンはこれらの条件を受け入れた。⁽⁹⁵⁾ 一月一二日、連合国とドイツの代表は以下の合意に達する。

・IMCCは一九二七年一月三十一日に解散し、同日以降はヴェルサイユ条約第二三条が適用される

- ・ 連合国はドイツの軍縮状況を確認するため、各在独大使館に専門家を一名駐在させる
- ・ 未処理の二項目（軍需物資・ケーニヒスベルクの要塞）は大使会議において、またIMCCの解散後も合意に至らぬ場合は国際連盟理事会において、引き続き協議される
- ・ ドイツ国内の全要塞の機能は停止される⁽⁹⁶⁾

対独軍縮に関するジュネーヴ合意は、当事国にとって満足のいくものであった。チェンバレンはヨーロッパの調停者として達成感を覚えていたし、ブリアンも国際連盟の査察権を盛り込んだ結果に安堵していた⁽⁹⁷⁾。独メディアはライラント占領問題に進展がなかったと留保を付しながらも、IMCCの解散を率直に喜んでいった⁽⁹⁸⁾。

一九二七年一月三十一日、ついにIMCCは解散する。七月上旬、ベルリンに駐在する連合国の武官はケーニヒスベルクを視察に訪れ、要塞の機能が停止されていることを確認した。七月七日には独議会が軍需物資の輸出入を禁じる法案を通過させ、これをもって軍事条項の未解決項目はあまねくその処理を終えた⁽⁹⁹⁾。解散後に作成されたIMCCの報告書は、七年にわたる連合国の強制政策によってドイツの軍事力は著しく抑制された、と総括している⁽¹⁰⁰⁾。

六 おわりに

対独軍縮をめぐるイギリスの宥和は、チェンバレン外相の欧州秩序構想を原動力として展開された。一九二四年一月に外相に就任してからの数ヶ月間、明確な大陸政策を有さぬチェンバレンは、ひとまずヴェルサイユ条約の条文に従って対独軍縮問題を処理する。ところが一九二五年一〇月のロカルノ条約成立後、チェンバレンは対独宥和の道を歩むようになる。彼は同条約の交渉過程において、勝者敗者の別なく全主要国がヨーロッパの安定に責任を負う

「現代版・欧州協調」を目指すようになり、ドイツの軍備縮小を強要するヴェルサイユ条約軍事条項を、相互性・共同性に重きを置く自身の秩序構想とは相容れぬものと考えた。それゆえチェンバレンは、連合国の軍縮強制手段であるIMCCの解散を主導したのだった。

一方、イギリスの宥和政策の潤滑油として働いたのは、チェンバレンの大陸政策を承認した閣僚や官僚たちであった。ポールドウィン内閣は全体として、ドイツの軍事的脅威を重視しない傾向にあった。連合国による強制政策が功を奏し、当面ドイツには侵略戦争を仕掛ける力がないと閣僚の多くは想定しており、対独軍縮において宥和を選ぶチェンバレンに異議をはさむ者はいなかった。また外務省・陸軍省の高級官僚には、ヴェルサイユ条約の執行に対する倦怠感が襲っていた。いくら軍縮を命じてもIMCCの目を盗んでドイツが違反をくり返す事態を目の当たりにし、完全履行など望めないことを彼らは悟っていた。強制政策の継続にうんざりした官僚たちが、対独宥和へと傾斜するチェンバレンを支えることになったのである。

総じてヨーロッパの一九二〇年代とは、永続的安定に資する戦後処理のあり方が模索された時代であり、戦後の出発点となったヴェルサイユ条約は戦勝国によって度々修正された。本稿で見てきたように、連合国はロカルノ条約およびラインラント占領によって西欧におけるドイツの台頭を抑える一方、ドイツを国際連盟の一員として迎え入れ、軍備監督にも終止符を打つ。IMCCが解散した一九二七年初頭、ドイツへの「抑止」と「保証」はバランスを保ち、大国間の均衡に根差した安定がヨーロッパに戻りつつあった。しかし、遅滞なく賠償金を支払い、軍事条項の履行も認められたドイツの次なる要求は、ラインラント占領の完全解除であった。

- (1) David Stevenson, "Britain, France and the Origins of German Disarmament, 1916-19," *Journal of Strategic Studies* 29, no. 2 (2006), p. 196. 軍事条項の原文は、*The Treaty of Versailles and After* (New York: Greenwood, 1968), pp. 318-37.

- (2) Richard J. Shuster, *German Disarmament after World War I: The Diplomacy of International Arms Inspection, 1920-1931* (London: Routledge, 2006), pp. 24-36.
- (3) *Ibid.*, p. 49.
- (4) Gordon A. Craig, *The Politics of the Prussian Army, 1640-1945* (Oxford: Clarendon, 1955), pp. 401-403; F. L. Carsten, *The Reichswehr and Politics, 1918-1933* (Oxford: Clarendon, 1966), pp. 222-29. 戦間期を廻ったドイツの軍縮違反・再軍備に「ソルツ」Barron Whalley, “Covert Rearmament in Germany, 1919-1939: Deception and Misperception,” *Journal of Strategic Studies* 5, no. 1 (1982), pp. 3-39. 一九二三年八月より政府の中枢にあったシマートン・キャンズが「軍を挙げよ」の条約違反に「ソルツ」を疑った。 Hans W. Gatzke, *Siresmann and the Rearmament of Germany* (New York: Norton, 1954).
- (5) Alan Sharp, “Mission Accomplished? Britain and the Disarmament of Germany, 1918-1923,” in *Arms and Disarmament in Diplomacy*, eds. Keith Hamilton and Edward Johnson (London: Vallentine, 2008), pp. 73-90; Andrew Barros, “Disarmament as a Weapon: Anglo-French Relations and the Problems of Enforcing German Disarmament, 1919-28,” *Journal of Strategic Studies* 29, no. 2 (2006), pp. 301-21.
- (6) John P. Fox, “Britain and the Inter-Allied Military Commission of Control, 1925-26,” *Journal of Contemporary History* 4, no. 2 (1969), pp. 143-64.
- (7) Richard S. Grayson, *Austen Chamberlain and the Commitment to Europe: British Foreign Policy, 1924-29* (London: Frank Cass, 1997), pp. 128-30; Zara Steiner, *The Lights That Failed: European International History, 1919-1933* (Oxford: Oxford UP, 2005), pp. 417-18, 426-27.
- (8) Shuster, *op. cit.*, pp. 155-58.
- (9) David Dutton, *Austen Chamberlain: Gentleman in Politics* (New Brunswick: Transaction, 1985), pp. 247-48, 263-64; Robert C. Self, ed., *The Austen Chamberlain Diary Letters: The Correspondence of Sir Austen Chamberlain with His Sisters Hilda and Ida, 1916-1937* (Cambridge: Cambridge UP, 1995), pp. 279-80.
- (10) Jon Jacobson, *Locarno Diplomacy: Germany and the West, 1925-1929* (Princeton: Princeton UP, 1972), p. 95.
- (11) 本稿における「宥和」の定義は、第一次世界大戦後のイギリスが有していた外交上の選択肢を表したもので、当時の政府への道徳的批判は含まれていない。他国との対立が軍事衝突にエスカレートするのを「合理的」交渉によって防ぐ手法は、

- 一九世紀半ば以降のイギリス外交の伝統であった。有和が道徳的に恥せざるべき政策を広く捉えられようになつたのは、一九二八年九月のシモンソン会談および第二次世界大戦を経つてのことである。Paul Kennedy, "The Tradition of Appeasement in British Foreign Policy, 1865-1939," in *Strategy and Diplomacy, 1870-1945* (London: Unwin, 1983), pp. 15-39; Paul W. Schroeder, "Munich and the British Tradition," *Historical Journal* 19, no. 1 (1976), pp. 223-43.
- (12) そのためにもハンズンにはルーサーや会長の依頼を断つてゐた。Chamberlain to André Gérard, Nov. 11, 1924, [The National Archives, Kew] FO 800/256; Chamberlain to Lamington, Nov. 14, 1924, *ibid.*
- (13) *Treaty of Versailles and After*, pp. 720-25.
- (14) Memo by Central Department, Nov. 7, 1924, FO 371/9833/C17138/4736/18; Treasury to Foreign Office, Nov. 11, 1924, FO 371/9833/C17271/4736/18.
- (15) Foreign Office to War Office, Nov. 28, 1924, [The National Archives, Kew] WO 32/5797.
- (16) Memo by General Staff, Dec. 3, 1924, WO 190/48; War Office to Foreign Office, Dec. 4, 1924, FO 371/9833/C18280/4736/18.
- (17) Minute by McNeill, Nov. 26, 1924, FO 371/9833/C17812/4736/18.
- (18) Memo by Lampson, Nov. 24, 1924, *ibid.*
- (19) Minute by Crowe, Nov. 26, 1924, *ibid.*
- (20) *Documents on British Foreign Policy, 1919-1939* (以下 DBFPと記す) Ser. I/Vol. 26/Doc. 608, "Memorandum of a conversation between Mr. Chamberlain and M. Herriot," Dec. 5, 1924.
- (21) Chamberlain to Crowe, Dec. 6, 1924, FO 800/256.
- (22) Minutes of CID meeting, Dec. 16, 1924, [The National Archives, Kew] CAB 2/4/CID192.
- (23) CC 67 (24)2, Dec. 17, 1924, CAB 23/49.
- (24) Chamberlain to Grahame (Brussels), Dec. 20, 1924, FO 371/9833/C19002/4736/18.
- (25) Chamberlain to D'Abernon (Berlin), Dec. 20, 1924, FO 371/9834/C19172/4736/18.
- (26) D'Abernon (Berlin) to Chamberlain, Jan. 5, 1925, FO 371/10702/C219/2/18.
- (27) ノーデルシュタイン Erik Goldstein, "The Evolution of British Diplomatic Strategy for the Locarno Pact, 1924-1925," in *Di-*

- plomacy and World Power: Studies in British Foreign Policy, 1890-1950*, eds. Michael Dockrill and Brian McKercher (Cambridge: Cambridge UP, 1996), pp. 115-35; Anne Orde, *Great Britain and International Security, 1920-1926* (London: Royal Historical Society, 1978), pp. 99-154; Jacobson, *op.cit.*, pp. 3-44; Grayson, *op.cit.*, pp. 31-75; Sibyl Eyre Crowe, "Sir Eyre Crowe and the Locarno Pact," *English Historical Review* 87, no. 342 (1972), pp. 49-74. 牧野雅彦『ロカール条約 シェンブレンとローロンの再建』(中央公論新社、二〇一二年)一〇三—一八頁。
- (28) "Protocol for the Pacific Settlement of International Disputes," Oct. 2, 1924, UNHCR, <http://www.unhcr.org/refworld/docid/40421a204.html> [accessed 5 Sep. 2014].
- (29) Peter Jackson, *Beyond the Balance of Power: France and the Politics of National Security in the Era of the First World War* (Cambridge: Cambridge UP, 2013), pp. 427-68.
- (30) Orde, *op.cit.*, pp. 70-71; Daniel Gorman, "The Dominions and Britain in the 1920s," in *The Emergence of International Society in the 1920s* (Cambridge: Cambridge UP, 2012), pp. 21-51.
- (31) Minutes of CID meeting, Dec. 4, 1924, CAB 2/4/CID190.
- (32) Anthony Lentin, "Lloyd George, Clemenceau and the Elusive Anglo-French Guarantee Treaty, 1919: 'A Disastrous Episode?' in *Anglo-French Relations in the Twentieth Century: Rivalry and Cooperation*, eds. Alan Sharp and Glyn Stone (New York: Routledge, 2000), pp. 104-19; 大久保明「イギリス外交と英仏同盟交渉の破綻 一九一九—一九二二年」『法学政治学論究』第九六号 (二〇一三年)。
- (33) Memo by Churchill, Jan. 12, 1925, in Martin Gilbert, ed., *The Exchequer Years, 1922-1929*, vol. 11 of *The Churchill Documents* (Hillsdale, MI: Hillsdale College Press, 1979), p. 341.
- (34) CC 2/25/3, Jan. 15, 1925, CAB 23/49.
- (35) *DBFP* 1/27/189, D'Abemnon (Berlin) to Chamberlain, Jan. 20, 1925.
- (36) Minutes of CID meeting, Feb. 13, 1925, CAB 2/4/CID195. 厳密にいうと、CID委員であったバルフォアがポールドウイン内閣の一員となるのは、カーズンの死を受けて枢密院議長に就任する一九二五年四月末である。
- (37) CP 118(25), memo by Churchill, Feb. 24, 1925, CAB 24/172. ホイメリー植民地相やバーカンヘッド・インド相は、自治領・帝国の同意を調達できなかった理由からイギリスの大陸関与自体に反対した。John Barnes and David Nicholson, eds.,

- The Leo Amery Diaries*, vol. 1: 1896–1929 (London: Hutchinson, 1980), pp. 384–85; CP 111 (25), memo by Birkenhead, Feb. 23, 1925, CAB 24/172.
- (38) CP 116 (25), memo by Worthington-Evans, Feb. 26, 1925, CAB 24/172.
- (39) *Ibid.*
- (40) Minutes of CID meeting, Feb. 13, 1925, CAB 2/4/CID195.
- (41) Minutes of CID meeting, Feb. 19, 1925, CAB 2/4/CID196; CP 122 (25), memo by Chamberlain, Feb. 26, 1925, CAB 24/172.
- (42) CP 112 (25), memo by Cecil, Feb. 23, 1925, CAB 24/172; Cecil to Baldwin, Mar. 16, 1925, [Stanley Baldwin Papers, Cambridge University Library, Cambridge, UK] SB 115. ヤシニにヤソソの最優先事項は国際連盟を通じた一般軍縮だったが、ヨーロッパに安定が築かれな限り、フランスと大陸諸国が軍縮に応じなければ彼は承知しつゝいた。Gaynor Johnson, *Lord Robert Cecil: Politician and Internationalist* (Farnham: Ashgate, 2013), pp. 121–52.
- (43) CC 17 (25) 2, Mar. 20, 1925, CAB 23/49.
- (44) Minute by Chamberlain, Mar. 19, 1925, FO 371/10756/C3539/3539/18.
- (45) 一八二五年一月の対仏講和では、勢力均衡に注意を払った領土処理に加えて、現状変更には全大國の承認を必要とし、平時から指導者が国際問題を協議する旨合意された。これらの合意は一九世紀中盤、クリミア戦争やドイツ統一を経て次第に弛緩して行くものの、なお大陸を席卷する戦争が不在であったのはウィーンで確認された原則、全大國間の協調によるところが大きかった。「欧州協調」の中心は、F. H. Hinsley, *Power and the Pursuit of Peace: Theory and Practice in the History of Relations between States* (Cambridge: Cambridge UP, 1963), pp. 213–37; 高坂正堯『古典外交の成熟と崩壊』(中央公論社、一九七八年)「君塚直隆『近代ヨーロッパ国際政治史』(有斐閣、二〇一〇年)」、三二六—二七頁。
- (46) Memo by Headlam-Morley, Feb. 12, 1925, FO 371/11064/W1252/9/98.
- (47) Minute by Chamberlain, Feb. 21, 1925, *ibid.*; 細谷雄一「『新ヨーロッパ協調』からシュレーマン・プランク 一九一九—一九〇年」細谷雄一編『イギリスとヨーロッパ、孤立と統合の二百年』(勁草書房、二〇〇九年)、六三頁。
- (48) “Final Report of the Inter-Allied Military Commission of Control on the General Inspection into German Armaments (September 8, 1924 to January 25, 1925),” FO 371/10708/C2355/21/18.
- (49) Minute by Chamberlain, Feb. 20, 1925, *ibid.*

- (50) War Office to Foreign Office, Feb. 25, 1925, FO 371/10708/C2745/21/18.
- (51) Anthony Adamthwaite, *Grandeur and Misery: France's Bid for Power in Europe, 1914-1940* (London: Arnold, 1995), pp. 111-18; Edward D. Keeton, *Briand's Locarno Policy: French Economics, Politics and Diplomacy, 1925-1929* (New York: Garland, 1987), pp. 102-17.
- (52) Crewe (Paris) to Chamberlain, Apr. 13, 1925, FO 371/10709/C5027/21/18.
- (53) War Office to Foreign Office, Apr. 18, 1925, FO 371/10709/C5262/21/18; Chamberlain to Crewe (Paris), May 5, 1925, FO 371/10709/C5855/21/18.
- (54) Allied note to Germany, June 4, 1925, [Parliamentary Command Paper] Cnd. 2429.
- (55) Kerr to Chamberlain, June 5, 1925, [Austen Chamberlain Papers, University of Birmingham Library, Birmingham, UK] AC 24/8/32.
- (56) Chamberlain to Kerr, June 6, 1925, AC 24/8/33.
- (57) War Office to Foreign Office, July 30, 1925, FO 371/10710/C10068/21/18.
- (58) David G. Williamson, *The British in Germany, 1918-1930: The Reluctant Occupiers* (New York: Berg, 1991), p. 290; Fox, *op.cit.*, p. 152.
- (59) Chamberlain to D'Abernon (Berlin), Sep. 26, 1925, AC 50/126.
- (60) Chamberlain to D'Abernon, Sep. 30, 1925, AC 52/297.
- (61) *DBFP* 1/27, Appendix "Proceedings of the Conference of Locarno and Records of Conversations connected therewith October 5-16, 1925," pp. 1137-43, 1159-70; Orde, *op.cit.*, pp. 142-44.
- (62) 「ヴェルサイユ条約」の原文を『*Treaty of Versailles and After*』pp. 841-45.
- (63) German note to Allies, October 23, 1925, Cnd. 2527.
- (64) 独政府の外交攻勢の背景には、国内の批判をかむず狙うもあったと思われる。英仏との協調を主軸とするシユトレーゼマンの外交は、共和制およびヴェルサイユ条約に反発する右派(特にドイツ国家人民党)から批判の声をさらされた。
D'Abernon to Tyrrell, Nov. 1, 1925, [D'Abernon Papers, British Library, London.] BL Add MS 48926B; Jonathan Wright, "Stresemann and Locarno," *Contemporary European History* 4, no. 2 (1995), pp. 121-22.

- (65) Chamberlain to Crewe (Paris), Nov. 3, 1925, FO 371/10710/C14018/21/18.
- (66) Crewe (Paris) to Chamberlain, Nov. 4, 1925, FO 371/10704/C14076/2/18.
- (67) Crewe (Paris) to Chamberlain, Nov. 5, 1925, FO 371/10710/C14125/21/18.
- (68) Chamberlain to Crewe (Paris), Nov. 5, 1925, *ibid.*
- (69) *DBFP* 1A/1/70, Crewe (Paris) to Chamberlain, Nov. 6, 1925.
- (70) Allied note to Germany, Nov. 16, 1925, Cmd. 2527; Crewe (Paris) to Chamberlain, Nov. 16, 1925, FO 371/10711/C14663/21/18.
- (71) Walch to Foch, July 2, 1926, FO 371/11289/C8239/436/18.
- (72) *Treaty of Versailles and After*, pp. 333, 350.
- (73) Crewe (Paris) to Chamberlain, July 30, 1926, FO 371/11289/C8508/436/18.
- (74) Chamberlain to Crewe (Paris), Aug. 1, 1926, *ibid.*
- (75) Memo by Lampson, July 15, 1926, FO 371/11289/C8206/436/18.
- (76) Minute by Lampson, Aug. 5, 1926, FO 371/11289/C8689/436/18.
- (77) Note by Wauchope, May 19, 1926, FO 371/11287/C6113/436/18.
- (78) *Monthly Summary of the League of Nations* 6, no. 9 (1926), pp. 225–30.
- (79) Chamberlain to Tyrrell, Sep. 10, 1926, AC 53/562.
- (80) Phipps to Tyrrell, Nov. 22, 1926, [Eric Phipps Papers, Churchill Archives Centre, Cambridge, UK] PHPP 2/14.
- (81) Foreign Office to War Office, Sep. 21, 1926, FO 371/11290/C9950/436/18.
- (82) Minute by Sargent, Sep. 16, 1926, *ibid.*
- (83) Note by Wauchope, Sep. 29, 1926, FO 371/11290/C10593/436/18.
- (84) War Office to Foreign Office, Oct. 13, 1926, FO 371/11290/C10924/436/18.
- (85) Crewe (Paris) to Chamberlain, Nov. 9, 1926, FO 371/11292/C11854/436/18.
- (86) Note by Massigli, Nov. 19, 1926, FO 371/11292/C12203/436/18.
- (87) CC 61 (26) 2, 3, Dec. 1, 1926, CAB 23/53.

- (88) Raymond Poidevin and Jacques Bariéty, *Les relations franco-allemandes, 1815-1975*, 2nd ed. (Paris: Armand Colin, 1977), pp. 269-73; Georges-Henri Soutou, "Le deuil de la puissance, 1914-1958," in *Histoire de la diplomatie française de 1815 à nos jours* (Paris: Perrin, 2005), pp. 322-25.
- (89) *Treaty of Versailles and After*, p. 362.
- (90) Chamberlain to Tyrrell, Dec. 3, 1926, AC 53/565.
- (91) Chamberlain (Geneva) to Tyrrell, Dec. 7, 1926, FO 371/11294/C12917/436/18.
- (92) Note by Pawelsz, Dec. 9, 1926, FO 371/11294/C12990/436/18.
- (93) Chamberlain to Tyrrell, Dec. 9, 1926, AC 53/569.
- (94) Chamberlain (Geneva) to Tyrrell, Dec. 12, 1926, FO 371/11296/C13312/436/18.
- (95) Chamberlain (Geneva) to Tyrrell, Dec. 12, 1926, FO 371/11296/C13313/436/18.
- (96) *DBFP 1A/2/355*, Chamberlain (Geneva) to Tyrrell, Dec. 12, 1926.
- (97) Chamberlain to Hilda Chamberlain, Dec. 20, 1926, AC 5/1/403.
- (98) Phipps to Chamberlain, Dec. 14, 1926, PHPP 1/5.
- (99) Lindsay (Berlin) to Chamberlain, Dec. 13, 1926, FO 371/11295/C13146/436/18.
- (100) Arnold J. Toybee, *Survey of International Affairs, 1927* (London: Oxford UP, 1929), pp. 100-101.
- (101) Shuster, *op. cit.*, pp. 171-72.

藤山 一樹 (ふじやま かずき)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
 最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
 所属学会 日本国際政治学会
 専攻領域 イギリス外交史、国際政治学